

国保保険証の更新と高齢受給者証の一体化を行います

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国保加入者の皆様へ(保険証の更新について)

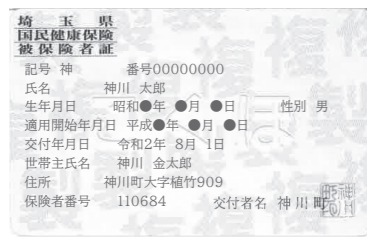
有効期限が令和2年8月1日から令和3年7月31日までの国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)を、7月31日(金)までに簡易書留で郵送します。保険証が届いたら、記載内容を確認してください。新しい保険証の色は桃色です。

新しい保険証は8月1日からお使いください。古い保険証は裁断等により各自で処分してください。

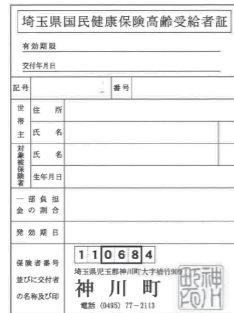
70歳以上の国保加入者の皆様へ(高齢受給者証の一体化について)

今回の更新から、70歳から74歳の方には保険証と高齢受給者証が一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。今後は保険証1枚だけで、医療機関を受診することができます。

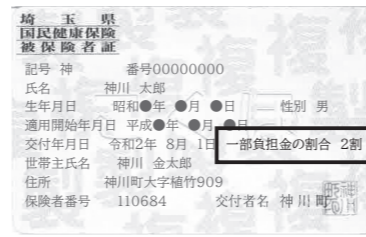
【7月31日まで】



+



【8月1日以降】



保険証のみの提示でOK
※保険証に一部負担金の割合が記載されます

医療機関にて、「保険証と高齢受給者証」を提示

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

終戦75周年の節目にあたり、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) 上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和5年3月31日
※この期間を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

留意事項

- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うこととなります。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、また窓口が混雑しないよう、請求窓口にお越しの際は、事前にお電話での日程調整をお願いします。

後期高齢者医療被保険者証等の更新について

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

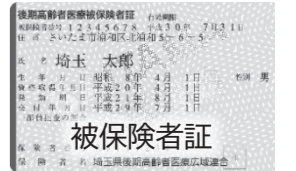
現在使用されている後期高齢者医療被保険者証(被保険者証)と限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は令和2年7月31日(金)までとなっています。

新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

また、前年度に認定証を申請された方で、本年度も引き続き対象となる方には認定証を郵送します。新しく認定証の交付を受ける場合には事前に手続きをお願いします。

●新しい被保険者証の送付

8月1日以降に医療機関を受診する場合は、新しく交付される緑色の被保険者証を使用してください。また、古い被保険者証は、確実に裁断するなどの処分をお願いします。



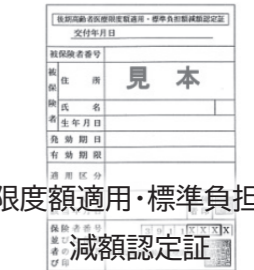
●限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示することで、同じ医療機関での1か月の一部負担金額を自己負担限度額までに抑えることができます。

- ・「限度額適用認定証」該当者…現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方
 - ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」…低所得者Ⅰ・Ⅱ該当の方
- 認定証の交付には申請が必要です。以下のものをお持ちになり、保険健康課または神泉総合支所へ申請してください。

【申請に必要なもの】

- 届出者の本人確認書類
 - 後期高齢者医療被保険者証
 - 印鑑(朱肉を必要とするもの)
 - 個人番号を確認できる書類
- ※代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類等をお持ちください。



【所得区分と限度額について】

課税区分	負担割合	所得区分	限度額	
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯合算)
課税世帯	3割	現役並み所得者Ⅲ ※課税所得690万円以上の方	252,600円+ 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
		現役並み所得者Ⅱ(現役Ⅱ) ※課税所得380万円以上690万円未満の方	167,400円+ 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
		現役並み所得者Ⅰ(現役Ⅰ) ※課税所得145万円以上380万円未満の方	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	
非課税世帯	1割	一般	18,000円	57,600円
		低所得者Ⅱ(区分Ⅱ) ※同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の方	8,000円	15,000円
低所得者Ⅰ(区分Ⅰ) ※同じ世帯全員の所得が0円(年金の場合は年金収入80万円以下)である世帯の方				